



9月は、「世界アルツハイマー月間」・9月21日は、「世界アルツハイマーデー」

認知症とともに生きる

令和6年1月1日に認知症基本法が施行されました

～認知症の理解を広げましょう～

1994年「国際アルツハイマー病協会」が世界保健機関（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心にアルツハイマー病の啓発を実施しています。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定めて、様々な行事や取り組みが行われています。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、通称「認知症基本法」は認知症の人が自身の尊厳を持ち、希望を抱いて生活を送れるようにするための法律です。認知症の本人だけではなく、国民一人ひとりが他人事ではなく、自

分事として認知症を考えていきましようというメッセージを国が発信しました。認知症に対する正しい知識を身に付け、認知症の人に対して正しい認識や理解を深めることが求められています。認知症の人は「何もできない」「何も分

実施している関連事業

●物忘れ相談

毎月5日（5日が祝日等であれば翌日）午前9時～11時30分を定例とし、ほのぼの福祉課で物忘れ相談を行っています。

●介護者家族の会 ちづの集い

毎月第2水曜日午後1時30分～3時、ちえの森ちづ図書館で開催しています。「認知症の人と家族の会鳥取県支部」代表吉野立氏を迎え、介護をしている家族の思いを語り合い、介護についての助言等を行います。

●オレンジカフェ

住民主体で、ほのぼのひだまりホールと山形第一地区公民館で開催しています。

【ほのぼのひだまりホール】

毎月第4月曜日・金曜日

（変更する場合あり）

午前11時30分～午後1時

【山形第一地区公民館】

毎月第3木曜日

午前10時～正午

●認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るサポーター養成のための講座です。

認知症啓発パネル展示



期間 9月13日（金）～29日（日）

場所 ちえの森ちづ図書館

今年度初めてオレンジカフェで「オレンジガーデニングプロジェクト」に取り組んだ様子や皆さまからの報告も展示予定です。ぜひ、お立ち寄りください。

問合せ先 保健センター福祉課 地域包括支援センター ☎ 75-6007